

○総務委員会

平成30年10月23日（火曜日）

午後1時 0分 開会

午後4時50分 散会

午後3時14分 再開

○山口裕司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

質疑を続行いたします。

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、監査委員事務局長にお尋ねをいたします。

地方自治法第200条第2項及び奈良市監査委員事務局条例によりまして、監査委員事務局が設けられてございます。奈良市職員数は、条例上は3,000名規模、財政については一般会計だけでも1200億円以上、さらに特別会計もありますから相当な規模、多様な分野における行政事務が行われているわけでございます。

一方で、奈良市職員定数条例では、監査委員事務局職員の定員は8名とされておりまして、総務事務も含めて監査委員事務局の職員8名で監査事務を行わなければいけないということになり、しかも実際に配属されているのは現状で7名でございます。さらに、長期休暇などがありますから、それよりも少ない体制で運営されている実態にあるということになります。

そこで、監査委員事務局長にお尋ねしますが、奈良市行政各部の事務を監査するために現在の事務局職員の定数や実際の配置職員数は十分であると考えているかどうか、事務局長としての認識をお聞かせいただけますか。

○櫻井元子監査委員事務局長 三橋委員の質問にお答えさせていただきます。

監査委員事務局におきましては、三橋委員がおっしゃいましたとおり定数8名というところでございますが、現在2名が欠けておりまして6人の体制で全ての業務を行っております。また、6人で業務を行います関係で、予定どおりの職務を行っていくことで手いっぱい状態となっております。

また、昨年6月9日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の主な改正点の一つにも、監査制度の機能充実、強化というものが挙げられておりますように、今監査の機能を高めていくということが必要となってきております中で、より充実した監査を行っていくという立場の観点から、現在の体制では十分な職員を得られていない状況です。

また、監査の体制や人数によりまして、また監査の質によりまして、監査の結果、品質も変わってまいります。かなりの影響がございますので、監査の体制整備、また職員の充実ということが大事なことで、また要求していくべきと強く感じております。

以上です。

○三橋和史委員 どうもありがとうございました。

条例定数では8名とされているところでございますが、実際の配属は7名、長期休暇などでさらに人員が限られているということになりまして、不十分な環境での監査事務の実施を余儀なくされているということが明らかであろうというふうに思います。

まして事務局長を初めとして優秀な職員もいらっしゃいますけれども、ほとんどの場合は監査の専門家ということではなくて、市長部局なども含めた部署間での異動が行われている一般職でありますから、全員が必ずしも財務会計に明るいというわけではない中で、先ほど申し上げたような組織規模、財政規模の奈良市の奈良市政全般の監査事務を担当するという事は、実質的には不可能に近いものというふうに考えております。

平成32年に当たる年には、先ほど局長がおっしゃったように平成29年6月に交付された改正法が施行されまして、地方自治におけるより精度の高い高度な監査の実施に向けて国においても準備が進められ、地方自治体においては監査基準の策定が求められるなど、監査委員の重要性が一層増すに伴って事務局の負担も増すことは必然である、そのように考えております。帳簿等だけを確認して、単に例年の事務の繰り返しを行うということでは、奈良市全体としての地方自治の本旨を達成するために必要な責任を果たすことはできない時代に来ていると私は考えております。

監査委員制度は、行政の透明性、公正性の向上に資するものでありまして、その制度が実効的に機能するという事は、結果としてより効率的な行政事務執行にもつながるものでありまして、奈良市政全体としての質の向上を図ることのできる有意義なものであると考えております。

そこで、人事担当の副市長にお尋ねをいたしますが、地方自治法第二編第七章第二節第五款各条の規定の趣旨を踏まえまして、監査委員事務局の体制強化に向けて、もちろん市長部局、人事の観点から協力なり配慮いただく必要があるというふうに、そういう法体系になっていますから当然なんですけれども、そういった点についてどのような配慮を、現時点でどのような理解をお持ちなのか、認識をお聞かせいただきたいと思っております。

○向井政彦副市長 委員御指摘のように、定数条例上は8人というところでございますが、事務局長を含めまして7名ということになっております。定数条例上は合計すれば3,200名ということになっておりまして、先ほどの委員さんとのやりとりでもございましたが、定員適正化計画の中では、平成32年度末、平成33年度に2,500人というふうな数字も出ているところでございますが、それぞれの先ほどもお答え申しましたが、行政運営の中でやはり必要な部分、新たにふえてきている部分、また充実を図るべき部分というものがございまして、今後その関係部署と連絡をとりながら総合的に判断していくということになるかと思っております。

○三橋和史委員 市長部局でしたら、そもそもの母体というか、規模が大きいですので、運用上で職員の融通なり事務の配分を工夫するという事で、多少なりともカバーできるものであるというふうに考えますが、そもそもの定員が8名のところが7名だ、あるいは実際は6名だ、この状態の中で監査委員事務局というのは市長部局とも事務の分担とかそういうのは想定されていない、してはいけないわけであって、そういった部署についての人員が8分の7、8分の6というような状況、あるいはそもそもその8名が少な過ぎるのではないかと私は思っておりますけれども、このあたりをその他の定員の比率と言いますか、そういったものと同じにして論じていては、やはり監査機能の強化というのは図れないことはもちろん監査機能の脆弱性をみずから招いて、結果として、市政全体の透明性なり事務の効率性なり適正性なりをおろそかにしてしまいう結果になるのではないかとこのように思っておりますので、その点は十分配慮していただいて、法改正もありますんですね。平成32年度、改正法が施行されまして新たな事務もふえるわけです。こういった状況の中で今のままではいけないですよというのは明らかでありますね。そういったところ、事情の観点から十分配慮いただくようお願いしておきたいというふうに思っております。

監査委員は独任制でありまして、本来であれば各個の委員が担う職務に必要な事務を事務局の

職員で担っていただいているところでありますけれども、人員が不足しているから、いわば監査資源が限られているということで、監査委員自身の職務が事実上制約されているという現実も否定できないと考えておりますので、重ねて配慮いただくようお願いしておきたいと思います。

次に、包括外部監査について、行政経営課長にお尋ねをいたします。

包括外部監査と称されますが、実際には毎年度一部のテーマに絞って実施されているものでございます。そのテーマ、包括外部監査の毎年度の対象の設定方法の決定過程について御説明いただきたいと思います。

○**打上 勸行政経営課長** 三橋委員の御質問にお答えいたします。

包括外部監査のテーマの設定の仕方についての御質問でございます。

包括外部監査のテーマにつきましては、地方自治法の趣旨にのっとりまして、本市の行政が適正にかつ効率よく運営されるために必要なものを包括外部監査人が選んでおります。市は、包括外部監査人によるテーマ選定の手助けになるよう、包括外部監査人から要求があれば適宜情報提供しているところでございます。

以上です。

○**三橋和史委員** 包括外部監査経費といたしまして、平成29年度は1165万1200円の決算額であります。私の感覚といたしましては、非常に高額な金額であるという印象を持ちました。もちろんそれ以上の成果があるんだということの御説明をいただければ結構なんですけれども、果たして本当にそうなのかという疑問に思う点は拭えないという専門家からの指摘も私は受けております。包括外部監査の費用対効果の認識についてお聞かせください。

○**打上 勸行政経営課長** お答えいたします。

包括外部監査の費用対効果についてでございますけれども、包括外部監査の予算額は類似団体と比較してもほぼ同水準となっております。また、監査の報告におきまして、事務の適法性のみならず有効性と効率性の観点からの御指摘をいただいておりますので、監査をいただいた業務につきましては、適正化、効率化という効果が見込めることとなります。その監査の指摘に対して着実に措置していくことで費用対効果が高まっていくのでございまして、今後とも、監査の措置状況について注視し、早期に改善を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○**三橋和史委員** 先ほども申し上げましたように、包括外部監査と申しましても全般的に毎年監査がされているというわけではなくて、年度ごとに一部のテーマが設定されて、そのテーマ、分野に絞って行われるというものでございます。委託費用に見合ったテーマ設定ができていますのかどうか。そもそもテーマ設定自体が有効にできているのかというその効果検証はどのように行われてきているのか、お聞かせいただけますか。

○**打上 勸行政経営課長** お答えいたします。

包括外部監査の効果検証でございますけれども、定期的に措置状況につきまして公表し、市民のチェックをいただくことである程度効果の検証は図られるところではございますけれども、今後、市としての効果検証についてもこれから改善してまいりたいと思います。

以上です。

○**三橋和史委員** 急に質問しましてもなかなか難しいところだと思いますけれども、やはり1000万円を超える委託費用をもって監査をしてくださいということで市がお願いしているわけであって、でもまるっきり監査人にテーマ設定を——監査人がテーマ設定をするというのは法律でなってい

るんですけれども、まるっきり任せっきりにしておっても、かなり矮小な問題に絞って監査をされても、やはりその費用対効果の面から適切ではないというふうに思いますし、ですので、この1000万円を超える額を投じてでもその効果を出すようなそのテーマ設定をしていただくように課長、冒頭おっしゃいましたけれども、適切な情報提供も含めましてですね、これは何も監査をされる側と監査をする側が敵対するような話ではなくて、奈良市全体の行政の公正性、透明性、また効率化、これを図るために有意義なものだということで、いろんな事業もそうであるように費用対効果をPDCAのサイクルにのっとって適切に実施していただきたいと思いますし、今後、課長おっしゃったように必要なところは改善なり、よりよくするなり、工夫を凝らしていただきたいというふうに思います。包括外部監査のあり方も引き続き研究していただいて、またその結果、考え方を御報告いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

続いて、ふるさと納税制度の返礼品について、納税課長にお尋ねをいたします。

本年9月に総務省が公表した資料によりますと、奈良市が返礼品としているシャンパンクーラーが地場産品には当たらないと指摘され、これを対象とし続ける場合は住民税控除の対象から外すよう税制改正の方針も国が示されているところであります。

しかしながら、奈良市にゆかりのあるデザイナーが奈良のためにということで製作したものがなぜ返礼品として含められないのか、率直に疑問を持たざるを得ない、理解できないところであります。むしろふるさと納税制度の奈良市を応援したいというその趣旨に沿うものであるとさえ考えるところでございますが、まず、この件についての経緯と奈良市の対応について御説明いただけますか。

○今北 治納税課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税の返礼品の国の公表している対応につきましては、今般、ふるさと納税に係る返礼品の見直し状況調査の調査結果が公表され、本市が地場産品以外の返礼品を送っているとされております。該当の返礼品は、奈良市出身の著名なデザイナーに製作をお願いしたものであり、本市として総務省に対し、この返礼品が地場産品に該当しないのかと確認いたしましたところ、海外の材料を使い、海外で生産しており、対外的に理解を得られるものではないと、また奈良市出身以外に説明できるものがないなどの理由から、地場産品に該当しないという見解でありました。

今回の報道等によりますと、総務省は、通知を守らない自治体は住民税の控除を受けられないように税制改正する方針とのことでもあり、その総務省の判断に従い、返礼品を廃止していく方向でと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 市長も記者会見等で御意見を述べられていたというふうに思いますけれども、今課長がおっしゃったように、国の方針に従わなければ住民税控除の対象にできないんだという制度にするということであれば、一定従わざるを得ないかなという現実的な対応は一定理解することはできますけれども、そもそも私、総務省の資料とかも全部調べました。いろいろ調べた結果、今回奈良市にゆかりのあるシャンパンクーラーというものですけれども、これを海外製の電化製品などであれば、ふるさと納税制度の趣旨に沿わないとの指摘があっても一理あるとは思いますが、この奈良市の返礼品がそれと同列に論じられているということに強い違和感を拭えないわけでありまして。地場産品ないしそれと同視しても住民の理解は得られるものと考えておりますけれども、奈良市としての認識ですね。奈良市としての認識はどうであるのか御説明いただけ

ますか。

○今北 治納税課長 御質問にお答えいたします。

この返礼品は、デザインが奈良市出身で、二月堂で開催された桜とワインの茶会をきっかけに奈良市の活性化を図るため製作していただいております、奈良市とゆかりがあり、地場産品と考えておりました。

しかしながら、先ほども述べさせていただきましたが、総務省は地場産品に該当しないという見解であり、通知を守らない自治体はふるさと納税の対象外にすることもできるよう制度の見直しを行い、住民税の控除を受けられないよう税制改正する方針とのことでもあり、見直しを行う考えであります。

以上でございます。

○三橋和史委員 この問題については全国的にも取り上げられているところがございますけれども、まして国や県からの指導を受けて、事実上従わざるを得ない状況だということであるんですけれども、この地場産品の明確な定義というのはいまだに示されていないんですね。そういう状況で合理的な説明がいわばない中で、従わなければ制度の対象外にするよという国のやり方は強引なものだという批判は一部の識者からも指摘されているところがございます。

この件に関しては、奈良市としての筋の通った考え方を持っているとも考えておりますし、市町村としては、今後もこの制度のもとで運用していかなければならないわけであって、制度としての安定性、また継続性を確保するためにも、明確な基準、地場産品の明確な定義など、これを国に示していただくよう求め続けていくこと、これは最低限必要なことであるというふうに考えますけれども、いかがですか。

○今北 治納税課長 御質問にお答えいたします。

今般、総務省から、各地方団体における見直しの際の一助を目的とした地方団体から地場産品に関して寄せられた質問に対する回答の一例の通知がありましたが、今後も国や奈良県に対し、地場産品等の基準や定義を示すよう働きかけたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 課長おっしゃったように、それは最低限奈良市としての責務だと思いますし、当然のことだと思います。定義なしにこれは地場産品に当たらないんだというふうに言われましても、今後の制度の継続性にも影響しますよね。対市民で一線の事務を、地方自治を担っているのは市でありまして、なかなか電化製品などと一律に同列に論じられて、これは対象じゃないんだよというふうに言われても、それこそ住民に対して説明ができないんじゃないかと私は思いますので、おっしゃったような対応をよろしく願いしておきたいと思っております。

以上でございます。

続いて、昇任試験について、総務部長にお尋ねをいたします。

行政職員には一定水準以上の法的知識や法令解釈の能力が求められて、それがなければ法律による行政を担うことはできないということは、従前も一般質問などにおいても申し上げてまいりました。ところが各部署の所属長、また各担当者においても、それぞれの担当業務における法令・例規をなかなか理解されていないがゆえに不適正な事務執行が行われていると考えられる事例も散見され、その結果として市民が不利益をこうむっている事象もあるものというふうに認識しております。少なくとも各部署の所属長、あるいは役職につかれています方というのは、それぞれの担当業務における法令・例規を全て理解した上で業務に当たっていただくというのは当然で

あるというふうに思っております。

行政職の能力の向上について、昇任試験や人事考課などにおいてそういった観点を取り入れて客観的な指標に裏打ちされた知識、また技能、これを持つ職員かどうかを確認した上で配置等を検討していく必要があるという認識は、これまでの議会審議を通じて人事課などとも共有することができているものというふうに考えております。

その成果として、本年度は、中級職員昇任試験において既に法務分野に関する試験を導入されたところであります。また、係長及び管理職昇任試験においても導入予定であるというふうに聞いております。この点については、まずは高く評価したいというふうに考えております。そして、この実施方法については、果たしてこれが適切な内容で行われているのかどうかという点については、引き続き議会審議を通じても検証していく必要があるものと考えております。

そこで、お尋ねしますが、この試験問題はどのように作成しているのか。総務部において作成しているのか、つまり市役所の内部で自前で作成されているのか、それとも外部委託により作成しているのか。委託している場合はその委託料は幾らであるのか、端的にお答えいただきたいと思っております。

○吉村啓信総務部長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

まず、各昇任試験の問題の作成方法でございますが、中級職員昇任試験におきましては、今年度から新たに法令に関する知識を問う筆記問題を導入いたしました。この問題は人事課において作成いたしました。係長昇任試験におきましては、問題作成を外部発注、業者に委託する予定でございます。管理職昇任試験におきましても、法務知識の向上につながる要素を試験に取り入れる予定でございます。

そして、問題の費用でございますが、今詳細な資料を手元に持っておりませんが、1問辺り幾らかというふうな単価で契約しているものと理解しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 係長及び管理職昇任試験については、総務部長は資料をお持ちでないとおっしゃいますので、私かわりに資料を用意いたしました。基本的に予算額からして80万円の費用をかけて委託するという事になっているんですね。もちろん1問当たり幾らかということですので、法務分野以外の点も含まれるかもしれませんが、人事施策上、これ極めて重要な、言いかえれば奈良市がどのような人材を役職者として昇任させていくのかどうかという点、人事担当部局が主体的に検討していくべき、実施すべき試験について外部委託をしているということで、果たしてその目的を十分に達成することができるのか疑問に思う点もありますけれども、それについてはどのような認識をお持ちなのかお聞かせいただけますか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

試験問題に関しましては、作成は業者に委託しているわけなんですけれども、人事課のほうで職位に応じた出題の内容になっているか、あるいは問題の難易度などを検証いたしまして、業者から提示される多くの問題、候補の問題の中から抽出しているというふうな現状でございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 法律分野について択一式試験が採用されていると聞いておりますけれども、80万円を投じて実施すべきものなのかという疑義を私は抱いております。余り細かいところに意見するつもりはないんですけれども、あえて申し上げたいのは、この問題の内容を、今年度も間もな

く実施されるということでありましょうけれども、議会審議にも必要ですので、この問題内容を事前に公開できない、開示できないというのは当然だと思うんですけれども、事後的にでも公表していただきたい。それによって議会審議で本当にこういう法務分野だけれども、こういうやり方が適切なのかどうかというのは、やはりまた次の段階の審議が、検証が必要になってくるわけですから、開示していただきたいというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

まず、これまで実施いたしました昇任試験の問題は、それぞれの問題作成事業者との契約によりまして、その試験のためだけ1回だけ使うというふうな契約状況になっております関係上、公開することはできないというふうなことでございます。

これから事業者と契約して作成、使用していく問題に関しましては、事前にどんな問題が出るのかわかれば学習の役にも立つというふうなことも考えられますので、公開のことを次年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

○三橋和史委員 それでは、係長昇任試験、管理職昇任試験は、今年度これから実施されると思うんですけれども、それについても開示していただけるということではよろしいのでしょうか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

今年度に関しましては、もちろん事業者とこれからの契約になるわけでございますけれども、一定程度公開を条件となりますと問題の作成の単価が上がることも予想されますので、事業者と協議しながら予算の範囲内で執行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 これから契約されるということでありまして、契約はまだ締結されていないわけでありまして、議会からもこういう要求があるということで、その点は契約内容を変えていただいたら済む話でありまして、どうですか、皆さん、択一式試験、法務分野のですね、その試験というのは世間でも問題集というのはあふれているんですね。それをあえて業者に委託して作成をお願いする、しかもこれ80万円、そして1回きりしか使ってはいけない、公開もできないというような条件でのこの値段、これは果たして適切かどうか。私はこれ、高額過ぎるというふうに思います。

これ80万円の予算額の中で執行した場合に、公開することはできないんだということであれば、問題を自前で作成すればいいだけなんです。そういった能力は当然あると思いますし、何だったら私に言っていただいたら作成させていただきますので、今から契約されるものでありますから、行政の事務に供している資料でありますから公開を前提としてやっていただくのが当然なんです。契約内容を理由にして公開できないよというのであれば、都合の悪いものは全て委託にして、契約にそういった条項を紛れ込ませれば公開しなくていいよということになりかねないんで、そこは公開が原則だということ、その原則をよく再認識していただいで、契約に反映していただくようお願いしておきたいというふうに思います。

また、試験内容について少し申し上げたいんですけれども、事前の数時間程度の研修内容を前提とした法律の条文の知識を問うだけの問題という内容であれば、私はこれはほとんど意味のないものだというふうに思うんですね。どういうことかという、表面的な知識はその都度調べれば足りることでありまして、市職員であれば誰でもできることなんです。だから、細か過ぎる条文の穴埋め問題とかそういうことは、特に効果のあるものではないのではないかと考えております。

私が従来から求めているのは、一過性のものでなくて法務能力の向上であって、現実が発生する問題を法的にどのように評価して、その条文を当てはめて、条文の解釈の仕方や行政法上の基本的な理解を促すという実体の伴った取り組みなんです。具体的に申し上げますと法律による行政とか行政比例の原則などの一般原理です。国賠請求における行政の責任の生じる範囲とか行政手続における適正手続の保障のあり方、理由付記の程度の問題というのは前の議会でもさせていただきましたけれども、これらは条文には必ずしも明記されていないわけであって、日ごろからのリーガルマインドの向上を図っていなければ、問題をそもそも問題として認識できないということになりますので、そういった内容を議会の審議で生かしたいということもあって公開を求めたわけでありまして、内部でもそういった観点から取り組んでいただきたいというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○吉村啓信総務部長 お答えいたします。

今、仕事を行う上での法的知識に関する御意見をいただきました。確かに自分が現状している仕事の法的根拠を意識して行うのとそうじゃない場合とで、仕事の精度あるいは市民への説得度が変わってくると思います。日々の業務の中で職員が法律の根拠を意識しながら職務を遂行すること、また知識を定着させるために定期的に法務の研修を行うことなどが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 ぜひお願いをしておきます。

続いて、危機管理監にお尋ねをいたします。

同報系防災行政無線については、再三にわたって取り上げてまいりました。今年度の調査業務の結果も出ている時期でございます。来年度、実施設計に入ることでもいいのかどうか、その1点だけ明確にお答えいただけますか。

○西岡光治危機管理監 三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

防災行政無線の整備の事業の今後についてでございます。

現在、御質問にありましたように奈良市内の防災行政無線の未整備の地域の範囲などについての調査が終了いたしました。この結果をもとに未整備地域への屋外拡声子局の設置をしていき、可聴範囲を拡大していく計画をしております。また、そのための予算措置に向けて具体的に検討を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 設計に入ることによろしいんですね。

○西岡光治危機管理監 実施設計の予算を計上していくという形で進めております。

○三橋和史委員 ありがとうございます。

次に、危機管理課長にお尋ねをいたします。

平城宮跡の北東側に隣接する奈良市佐紀町に存する水上池と呼ばれる大きな池がございますけれども、本年6月の大阪北部地震の際に、奈良市が池を囲む堤防の決壊のおそれがないかどうかというのを調査したものと聞いておりますが、地域住民がその結果はどうであったのかについて繰り返し尋ねても、奈良市からはいまだに説明が行われていないという苦情をいただいております。

この池は、住宅地よりも高いところがございますので、仮に堤防が決壊すれば浸水の被害を懸念されるというところでございますが、調査を行っていただいているということでありまして

も、速やかに情報提供していただきたいというふうに求めたい。

そういったため池についてハザードマップを作成している、調査が終わっているにもかかわらず公表が進んでいない点というのがあるんですね。奈良市においても公表しない理由について、地価の下落が懸念されるから公表しないんだということであれば本末転倒であって、防災政策上は極めて誤った考え方ですんでね。こういったものも含めてハザードマップを速やかに公開、もしくは調査が終わっているのであれば行政の保有する情報を住民に速やかに公表していくべきだというふうに考えますけれども、奈良市の方針をお聞かせいただけますか。

○村上進一危機管理課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

委員お述べの水上池につきましては、奈良市内にございます防災重点ため池の一つとして認定されているところをございます。また、所管課は異なりますが、農政課におきまして、平成28年度から3カ年計画で防災重点ため池の調査を進めておるところをございます。その内容につきましても適宜、農政課のほうから情報共有もさせていただいているところをございます。

また、今後、ハザードマップ等の作成におきまして、まだ今現在調査が未完のところも多数ございますので、そちらのほうができ次第、また情報共有もしながら農政課と住民への公表につきましても進めてまいりたいと、協議してまいりたいと考えております。

以上をございます。

○三橋和史委員 ありがとうございます。

時間もございませんで詳しくはお聞きしませんけれども、やはり住民から問い合わせがあつて、そういった危険情報ですよね、そういったものを行政が保有している情報については、その都度速やかに住民に提供していただきたいというふうに思います。

今回、ほかにも質問をする予定でございましたけれども、自分が質問しているときは何か時計が進むのが速いんですけれども、副委員長にも、時間が来ておりますという札を掲げられておりますので以上で終わりたいと思いますけれども、今まで検討しているというふうに答弁いただいているものをしっかり検討した上で、その結果をまた御報告いただきたいというふうに思いますので、それもあわせてお願いをしておきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。